主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人馬渕正己の上告趣意は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反、事実 誤認、量刑不当の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らな い。(なお、外国人登録法一四条一項及び一八条一項八号の解釈につき原審のした 判断は正当である。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年四月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飯	坂	潤	夫